



島根県報

平成27年6月23日（火）

第2,710号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定	（ " ）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（ " ）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ " ）	3
漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	3

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	4
---------------	-------------	---

【特定調達公告】

勤務管理システムの構築及び運用保守業務委託契約に係る一般競争入札の落札者 等	（警 察 本 部）	4
---	-----------	---

告 示**島根県告示第472号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 6 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町大呂982、983-1、983-2、1005-3、1006-1から1006-3まで、1007、2838-1、2840-1、2841、2842-1、2842-2、2843-1、2845、2847、3253

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第473号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 6 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町八幡原字段原426、字城川上426続2、字川角428-12、428-15、428-17

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第474号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 6 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町頓原3428-13から3428-16まで

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第475号

平成27年島根県告示第343号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所及び奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年 6 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
仁多郡奥出雲町八川1425、2590-2	部田 昭岳	松江市砂子町241
雲南市三刀屋町栗谷938-25	坂田 正博	雲南市三刀屋町栗谷79

島根県告示第476号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年 6 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 加入区の名称

美保関町

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げ

る漁業の表1の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

2(1) 加入区の名称

美保関町

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄22に掲げる漁業の区分

3(1) 加入区の名称

海士町

(2) 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

4(1) 加入区の名称

海士町

(2) 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年 6 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市安来町字外浜878番3の一部

面積 307.99平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町878番地2

安来市長 近藤 宏樹

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 6 月23日

島根県警察本部長 福 田 正 信

- 1 落札に係る委託の件名及び数量
勤務管理システムの構築及び運用保守業務委託契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
平成27年 5 月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
江守商事株式会社 代表取締役 江守 清隆 福井県福井市毛矢一丁目6-23
- 5 落札金額
96,649,200円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年 4 月 7 日